

産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会（第6回）

議事録

日時：平成27年6月10日（水曜日）15:00～17:00

場所：経済産業省別館1階104各省庁共用会議室

議事：

1. 開会

2. 挨拶

経済産業省地域経済産業審議官 井上 宏司

3. 議題

(1) 第5回工業用水道政策小委員会（平成26年5月13日開催）において検討した「今後の政策展開」の対応状況

(2) その他

4. 閉会

議事内容

○津村産業施設課長 定刻となりましたので、只今から産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会の第6回の会合を開催させていただきます。産業施設課長をしております津村でございます。よろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、本日はご多用中にもかかわらずご出席いただきまして、ありがとうございます。本日は、過半数の委員にご出席いただいております。産業構造審議会運営規程により当委員会が成立することをご報告させていただきます。開催に先立ちまして、事務局を代表いたしまして、経済産業省地域経済産業審議官の井上から一言挨拶させていただきます。

○井上地域経済産業審議官 地域経済産業審議官の井上でございます。本日は、小泉委員長初め委員の皆様、お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。この委員会、今年初めての開催となりますけれども、今回から新しく4名の委員の方にご参加をいただいておりますが、今後何とぞよろしくお願い申し上げます。

今日議論いただく内容でございますけれども、実は昨年5月にこの委員会におきまして工業用水道政策をめぐる様々な課題について、こういう方向で見直しを行ってはどうかということはこの委員会としての政策の方向性といいますか、今後の政策展開についてとりまとめをいただきまして、それ以来、それを踏まえて事務局であります当省のほ

うで具体的に様々なご措置をとらせていただきました。今日は、そのとらせていただいた措置の内容をご報告させていただきますとともに、昨年の5月に今申し上げましたように今後の政策展開の方向性をおまとめいただいた時に、大きな課題として補助制度のあり方については、むしろ中長期的な課題として検討すべしという宿題をいただいております。これにつきましては、今日、こういう措置をとりましたということではなくて、例えばこういうやり方で今後見直しを行っていくということが考えられるのではないかと、事務局からの問いかけといたしますか、ご提案という形で提出させていただきますと思います。

既にとらせていただいた措置の報告の内容、さらに今申し上げました補助制度のあり方について、今日ご提案をさせていただくような内容につきまして、是非、率直に忌憚らないご意見を賜りまして、今後の工業用水道政策の展開につなげてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

○津村産業施設課長　　続きます。当小委員会の委員会の方々のご紹介をさせていただきます。お配りの資料の一番上に座席表がございます。その次に議事次第、さらにその次に資料1として委員名簿がございますので、ご覧いただければと思います。

本日は、11名の委員にご出席いただいております。前回に引き続いて委員を務めていただく方は、首都大学東京の小泉委員、金沢大学の池本委員、日本総合研究所の石田委員、水資源機構の稲木委員、愛知県企業庁の種村委員、日本水道協会の向山委員、レンゴー株式会社の若松委員でございます。小泉委員におかれましては、前々回から本小委員会の委員長にご就任いただいております。

また、今回から新しく委員になっていただいた方は、神戸大学大学院の楯田委員、熊本県企業局の五嶋委員、東海大学の森委員、千葉県企業庁の山崎委員でございます。

なお、東洋大学の石井委員及び石油化学工業協会の三田委員は引き続き委員をお願いしておりますが、本日も都合により欠席でございます。

続きます。事務局側についてもご紹介させていただきます。地域経済産業審議官の井上、地域経済産業政策課長の高橋、工業用水道計画官の板倉、産業施設課の古谷野、産業施設課の木全でございます。

それでは、小泉委員長に以降の議事進行をお願いしたいと思います。なお、プレスの方におかれましては、撮影はここまでとさせていただきますので、以後ご遠慮いただきますようよろしくお願いいたします。

○小泉委員長　委員長を仰せつかっております小泉でございます。どうぞよろしくお願  
いいたします。それでは、只今より第6回工業用水道政策小委員会を開催いたします。  
まず、議事に入る前に事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○板倉工業用水道計画官　それでは、お手元の資料を確認させていただきます。まず、  
一番上に座席表がございます。その下に本日の議事次第がございます。議事次第には、  
本日の配付資料一覧を記載してございます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。資料1、委員名簿でございます。資料2、  
第5回工業用水道政策小委員会（平成26年5月13日開催）において検討した「今後の政  
策展開」の対応状況というのがあります。

以降は参考資料でございます。参考資料1、工業用水道事業の概況。参考資料2、工業  
用水道事業費補助金交付要綱細則。参考資料3、工業用水道からの雑用水供給に係る運  
用等について。参考資料4、工業用水道事業費補助金により取得等した財産の処分につ  
いての解説。参考資料5、工業用水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する  
省令について（概要）。参考資料6、これは厚いものでございますけれども、工業用水道  
事業におけるPFI導入の手引書。参考資料7、事業統合・広域化、上水道との連携・  
施設共有化の事例。参考資料8、工業用水道事業の海外展開についての参考資料。

以上でございます。

○小泉委員長　ありがとうございました。資料に不備等ございませんでしょうか。もし  
ございましたら、事務局へお申しつけいただければと思いますが、よろしいですか。  
ありがとうございました。

それでは、これから議事に入らせていただきますが、まず審議を始めるに当たって、本  
日の会議は原則公開といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございました。それでは、公開ということで進めてまいります。

さて、議事要旨につきましては、小委員会終了後、速やかに公開する。そして、議事録  
につきましては、委員の皆様方にご確認を得た上で公開する。また、資料につきま  
しても原則公開ということにしたいと考えておりますので、あらかじめご了承ください  
と思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これから議事に入りたいと思いますが、まず本会議を開催するに至った経緯  
を事務局より説明していただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○津村産業施設課長　それでは、本会議開催の経緯を簡単にご説明させていただきます。

前回、昨年5月の工業用水道政策小委員会におきまして、我が国経済が成熟期を迎えるとともに、人口減少社会となる中で、今後、工業用水の需要は漸次減少していくことが見込まれること、次に、近年の企業立地ニーズの変化から、小規模工業用水道の増加といった水事業形態の変化が生じていること、さらに地域における産業基盤整備として、過去に建設された工業用水道は老朽化が著しく、更新が必要な時期に入りつつあり、これらへの取組と将来の経営のあり方は全体の政策を検討していく中で重要な視点であると考えられるものの、他方で工業用水道政策を含む産業立地政策、地域振興政策については、地域の自主的、主体的な取り組みを重視する流れが継続すると考えられることの以上3点を踏まえ、今後の施策展開として、規制緩和等による経営改善への環境整備、事業統合・広域化、上水道との連携・施設共用化、工業用水道の海外展開に向けた検討、国土強靱化の確保の4つの柱についてご検討いただいたところでございます。

その後、1年1ヵ月が経過したところでございますので、これらの政策の対応状況についてご報告させていただき、個別、あるいは全体の政策についてご意見を賜りたくお願いしたいと考えております。

○小泉委員長　ありがとうございました。では、これから議事に入りたいと思います。

今回から4名の委員の方が新任ということでご参加いただいておりますので、もし何か質問があれば、ご遠慮なくいつていただければと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

最初に、議事内容1、第5回工業用水道政策小委員会。これは昨年の5月13日開催ですが、ここの小委員会で検討した今後の政策展開の対応状況について、まず事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○板倉工業用水道計画官　それでは、資料2をご覧ください。1ページ目を開きまして、2ページ目、一覧表にしております。これは、昨年の第5回の小委員会での議論との対応でございます。左側の項目が議論の項目でございます。中側が内容、一番右側が小委員会後の対応状況という流れで書かれております。

今後の施策展開の大きな1. ですが、規制緩和等による経営改善への環境整備。この中で、茶色に書いております①、②、④といったところが実質の規制緩和の項目でございます。①は基準料金制の廃止。これに基づいて経営の自由度を高め収益を向上する。②雑用水規制の緩和。これは、手続簡素化、給水条件緩和で販路を拡大する。④について

は、技術的基準の改正でございます。新基準の導入、創意工夫により更新費を削減。それに引き続きまして、③、⑤が経営改善のための支援策でございます。施設の有効活用や処分の促進のために、補助金で取得した財産処分の手引書を作成する。⑤については、PFIガイドラインの改訂ということで、ここまですつきましては、着実に実施してきたものと当方では考えております。さらに、⑥補助金制度の見直しでございます。これについては、見直しを継続、検討中でございますけれども、これからの方向性として1枚紙をまとめてございます。

大きく2.でございます。事業統合・広域化、上水道との連携・施設共用化については、アンケート、ヒアリング等の結果を踏まえて課題や事例を整理してございます。

3. 工業用水道の海外展開に向けた検討です。これは、有識者ヒアリング等を踏まえて論点を整理しております。

4. 準公共財としての工業用水道による社会貢献。これは、大規模災害時の社会貢献に準備するというところで、日本工業用水協会のウェブサイト等を活用して、取り組み事例を周知しているところでございます。

中身につきまして、個別に少し詳しくご説明します。3ページ目でございます。①の基準料金の廃止でございます。これは、建設補助を受けた工業用水道事業が133ほどございますけれども、料金を規制するものでございます。

大きく3つ問題点があると指摘されています。1点目は、そもそも赤字経営を強いるといった点。2点目は、将来の建設改良費に充当するためにあらかじめ計上する資産維持費の導入に制約がある。3点目は、責任水量制から実給水量に応じた2部料金制等の新たな料金体系への変更に支障があるといった3点が前回議論されたところでございます。これに基づいて、料金の上限規制を撤廃する方向でご示唆いただいたところでございます。

対応状況でございます。その基準料金制を示しておりました通知文書が、「工業用水道事業費補助金の交付を受けた事業の料金の取り扱いについて」。これは産業施設課長通知でございましてけれども、これを本年3月31日をもって廃止しております。また、それに伴って、4月1日付の交付要綱細則において料金の承認に係る基準として、以下の2点について新たに規定をしております。これは、10%以上の料金改定をする際には、大臣承認をさせていただいているときの基準であります。

表の中で見直し後の欄であります。下2つが基準として定めさせていただいております。

料金は、工業用水道料金算定要領に基づき算出した料金の範囲内とすること。もう一つは、受水企業に対して、工業用水道事業の経営状況、料金の算定根拠、資金計画等を示して、料金の変更等について十分な説明がなされ、概ね理解が得られていることという2つの条件を基準としてお示ししているところでございます。

続きまして、4ページ目でございます。雑用水規制の緩和でございます。これは、工業用水の需要増加が見込めないところ、雑用水の供給を増していくことは収益増加の一助となるという考えから対応しているものでございます。

対応状況では、雑用水規制の通知内容を改正して、去年12月25日付で施行しております。各経産局を通じて事業者にも周知を行ったところでございます。

手続の簡素化につきましては、給水能力の10%の範囲で雑用水を供給する場合には、手続が不要とするとともに、10%を超える場合には事前の了承制から計画書の届け出制に変更しております。

料金・供給条件の自由化でございます。これは、従来、工業用水の料金その他の供給条件に準ずるものとしておりましたが、給水区域を除いて規制を撤廃しました。

供給対象の実質的な緩和でございます。これは、供給対象を例示として挙げている施設等について、事業者から問い合わせが多かったいわゆる植物工場等の農業施設、商業施設等を明文化して雑用水の対象としております。

以上の点ですが、給水能力の10%範囲内であれば手続は不要となることから、雑用水供給の状況を適切に把握するために、工業用水道事業者に対する年1回の雑用水供給状況表の提出を規定したところでございます。

以上が雑用水規制の緩和状況です。

次に、5ページ目でございます。施設の有効活用や処分の促進についてでございます。補助金による処分制限財産の有効活用等に関しては、承認基準や補助金返還額の算定等が分かりにくいことが挙げられておまして、いわゆるダウンサイジングや遊休施設の有効活用が進めにくいと思われるということでございます。

これに対する対応状況ですが、平成27年5月28日付で「工業用水道事業費補助金により取得等した財産の処分についての解説書」、参考資料4ですが、これを経産局を通じて事業者にも通知したところでございます。内容については、財産処分手続フロー図、承認基準や国庫納付額の算定方法について説明するとともに、過去の承認事例を示したり、Q&A集を付けております。Qの例としては、Q1からQ6を工水の事例に特化した形で

お示しをしたところでございます。

続きまして、6ページ目でございます。工業用水道施設の技術的基準の改正を行っております。これは大きく2つございます。1つ目は、近い将来発生が予想される大規模地震に備えた耐震基準の整備でございます。2つ目は、新技術導入や創意工夫の反映のために仕様規定を性能規定化したものということです。この改正省令については、1月20日で交付しておりまして、耐震基準の新規制定については、来年4月1日施行としております。

中身は、工業用水道施設が地震の規模ごと、レベル2、レベル1地震動別にしておりますが、その施設の重要度に応じて備えるべき施設性能を規定しております。さらに、経過措置でございますが、施行の際、現に設置され、又は設置の工事が行われている工業用水道施設については、その施設の次の更新のときまでは規定を適用しないこととしております。

2番目の使用基準の性能規定化については、交付の1月20日同日施行としております。主な変更内容は表のとおりでございますが、ポンプの設備については、1台以上の予備ポンプが設けられている、ということが必要に応じて予備ポンプが設けられていること、といった例とか、導水きよでは平均流速を内面がモルタル又はコンクリートの場合、3メートル毎秒以下としていたところを、内面が摩耗されない流速以下といった性能規定化をしております。

続きまして、次のページでございます。PFIガイドラインの改訂についてでございます。いわゆるPFI／PPPについては、民間経営ノウハウ、資金力、技術力を活用する上で工業用水道事業の運営基盤の強化及び豊富低廉な工業用水の安定供給につながることを期待されるという視点で、PFIガイドラインを改訂することといたしました。これは前回制定が平成17年3月で、もう10年前になりますので、今回新たなものを出したところでございます。これは、本年5月22日付でガイドラインから手引書という名称にさせていただいて、改訂通知を経産局を通じて事業者へ通知しております。

中身については、PFIの概要、導入手順とともに先行事例を紹介しております。工業用水道では導入された事例がまだわずかでございますが、先行事例として埼玉県企業局、愛知県企業庁の事例を紹介させていただいております。この両方とも上水道と共用の排水処理施設の設計、建設、運営に係るサービス購入型のBTO方式のPFIでございます。それと、新たに平成23年のPFI法の改正に伴って、公共施設等運営権制度、いわ

ゆるコンセッション方式のPFIについて導入経緯や効果等を含めて紹介しております。なお、本手引書の作成に当たりましては、埼玉県、愛知県両県の方々にご協力をいただいた上に、本委員会の石田委員からも貴重なご意見をいただきました。改めて御礼を申し上げます。

次8ページ目、補助金制度の見直しでございます。こちらについては、方向性としましては、短期的には建設に係る長期継続補助事業の見直し、いわゆる延長は原則行わないとか、2つ目、採択に関して規模要件のない施設の更新・耐震化に係る予算の当初予算化、いわゆる従来の大規模なものにだけ補助を出していたところを、補助要件をないものにするべきだといった点でございます。それと、新規案件の採択に際しては、事業性や経営健全の努力に加えて、国土強靱化の視点など複数の視点で評価を行い優先順位を決める等、メリハリのついた予算配分とするという方向性をいただいております。

2つ目の丸ですが、我が国経済が成熟期を迎える中で、大規模な産業基盤整備が必要な時代は終焉してきて、補助制度の採択要件も変えていく必要があると示されたところでございます。

これに対して対応状況でございます。27年度予算より建設及び改築補助事業については、事業延長分の補助については原則認めないことにしております。

2番目の「規模要件のない新たな補助事業の導入を検討」については、継続事業については着実に進める必要があると考えておりますが、新規の事業については、大きく目的が2つあります。1つは、工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針を活用した更新・耐震化計画の策定。これは、きちっと先を見越して計画をつくっていただきたいというのが1つの目的です。2つ目の目的は、やはり事業体質を改善する、経営改善の取り組みを促進するという目的。大きく2つの目的を促進していきたいと思っております。

そのために、例えば次のような項目を総合的に評価した上で補助対象を選定することを検討したいと思っております。評価項目例としては、①から④までカテゴリー分けをしていますが、①では更新・耐震計画。きちっと指針に応じた計画が策定されているかどうか、当該事業の事業体における優先順位づけがされているかどうか、費用対効果、計画のユーザーへの説明状況といったところ。

あと、②供給途絶リスク。老朽化度が進んでいるかどうか。耐震化率が低いかどうか。地域防災対策推進地域、いわゆる南海トラフ地震が一番可能性が高いといわれておりま

すので、優先順位は高いと考えています。さらに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型の地震。首都直下地震緊急対策区域、こういったところに一致するかどうか。あとは、重大な危険が発生するおそれのある施設は、優先的に対応しなくてはいけないのではないかと考えております。

それと、③の経営改善の取り組みについては、やはり未契約率とその対策状況についてどれだけ努力されているかどうか。事業統合・広域化連携等の取組。PFI／PPP事業の導入状況。さらに料金設定の際ですが、資産維持費の導入と責任水量制等の料金制度の見直し、また視点が変わりますが、職員の職務能力向上のための取組といった経営改善の取組でございます。

それと、④緊急時の準備。これは、緊急時に複数ルートで供給体制がなされるかどうか。大規模災害時の工業用水の利活用、逆に工業用水を消火用水とか生活用水に回せるようにするといったことが評価されるのではないかと考えています。さらに、BCPの取組といった項目を総合的に評価した上で、こういった方向で全国の工業用水道事業者の方がこのような取組を促進されるのではないかと、この方向に誘導していきたいと考えております。

以上が補助金制度の見直しについて検討状況でございます。

次に、大きな2.でございます。9ページをご覧ください。事業統合・広域化、上水道との連携・施設共用化についてということでございます。

見直しの方向性としては、経営基盤の強化をするために、やはり1者のみでは対応に限界がある事業者も多いという観点から、事業統合なり上水道との施設共用化について事例研究を行うこととしたらどうかと方向付けをしていただきました。

その整理でございますけれども、グラフ化をしております。4つの類型に整理をさせていただいています。半分から上側が自治体の枠を越えた対応、半分から下が自治体の中でできる対応、右側が強い組織統合と事業統合、左側が弱い連携、施設の共用化と4つの事象で分けております。右上に行くほど難易度が高くて、左下に行くほど難易度が低いという仕分けになると思います。

①は、自治体を越えた組織統合。これについては、丸の大きさを一番大きくしております。丸の大きさは、事業統合となり得る対象の事業の多さをイメージしております。どの事業体についても組織統合はできるのですけれども、難易度は高いという位置付けでございます。

②は、事業統合、自治体内で2つ以上の工業用水道をもっているときに統合ができるかどうかということで、その対象は、2つ以上もっていて連結できるような事業体で、かなり限られているので、一番小さい丸にしております。

③は施設共用化で、事業体、自治体の枠を超えて上水道又は工水との施設の共用化をするということですが、自治体を超えてということではかなり限定されるのではないかと、少し小さい丸にしております。

それと、④施設の共用化は、自治体内の上水と工水との施設の共用化でございますので、実施の可能性は非常に大きいと思っております。

具体的には、次の10ページ目をご覧ください。類型①、一番難しい組織統合でございます。これは、イメージとしては、具体的にあり得るケースをお示ししております。自治体の枠を越えて、自治体A、B、Cの事業統合を企業団化して、1つの事業体にするといった点でございます。水道事業の広域化が行われますので、自治体A、B、Cの水道事業が統合される可能性が高いということで、工水事業は自治体AとCがもっているといった場合には、水道の広域化に伴って工水も一体となって統合したほうが効率的であると思われま

す。現状につきましては、現在のところ、経営健全化を目的とした自治体の枠を超えて組織統合した事例はありません。ただ、厚生労働省の水道広域化の方針を踏まえて、例えば香川県では水道広域化に向けた準備を進めておられて、この組織で工業用水道事業も経営統合をする予定となっておりますとお聞きしております。

メリットについては、小さな事業も持続可能となる、人員合理化ができる、専門職員の確保が容易になる、外注の低減、PFI/PPPの導入、資金調達が円滑になるといった非常に多くのメリットがあると思われま

す。ただ、課題としましては、各自治体の産業施設について建設された工業用水道は、自治体によって運営方針なり整備状況が異なる。さらに、既存の組織体制の見直しが必要だと思えます。あとは、健全な工水事業にとっては、財務体質が悪い工水事業との統合によるメリットがあるケースは限定される、といった点も課題であると思えます。これらによって、難易度は非常に高いのではないかとと思われま

す。ただ、市町村と都道府県の一部、全体の8割を超える128事業体ですけれども、上水道と同一の組織として既に運営されておりますので、厚労省の広域化施策と十分に連携していく必要があるのではないかとと思っております。

次に、11ページ目です。これは、自治体内における事業統合でございます。これは、自治体の中で第1期と第2期があるような工水事業の場合ですが、2つの工水事業がある場合に、連絡管を布設すれば、第2期の余剰能力を活用して、第1期の浄水場の廃止又は削減ができる可能性があるというイメージでございます。

現状では、既に16の自治体で統合の実績があります。残りの自治体のうち、複数の事業を運営している自治体は十数例あると考えられております。ただ、近接していないとメリットがないので、そういった場合は十数例あると思われませんが、実際に統合を検討されているのが数例あるとお伺いしています。ただ、そのほかの自治体については、そもそも黒字事業であると伺っています。

メリットとしては、施設の統廃合や合理的な運用が容易になるという先ほどの点でございます。それと、施設の廃止や削減に至らないまでも、管路の二重化によって水の相互融通を通じて安定供給が可能になるといった点、また、施設更新・耐震化工事の自由度が増すといったメリットが考えられます。

課題としましては、連絡管の布設等の初期投資が必要な点、また、先ほど申し上げたのですが、メリットが出るような隣接関係にある複数の事業が少なく、赤字である事業も数例しかないということで、どの事業体にもできるというものではないので、小さな丸で表現させていただいております。

次に、12ページでございます。これは、類型③、類型④の施設共用化、連携の事例でございます。類型③については、施設の共用化を自治体を越えた枠で行うということで、自治体Bから自治体Aに緊急時融通が可能となる場合があるということ。類型④では、自治体の中で工水事業と上水事業が運営されているときに、浄水場の施設を共用化すると、工水事業の浄水場が廃止できる可能性があるというイメージでございます。

現状では、施設建設後に社会情勢の変化に応じて、こういった施設の共用化を行った③、④の事例については、数例あるのみでありました。一方、補助金施設の場合でも、一定要件のもとで使用開始後10年以上のものは大臣報告のみで共用が可能となる場合があるということでありました。

メリットとしては、やはり先ほどと同じく施設の統廃合、合理的な運用が容易になるというのが一番大きいメリットでございます。

課題としましては、初期投資が必要なこと、もう1つは、費用負担と受益者との関係が不明確になるので、ユーザーの理解を得る必要があるということでございます。③につ

いては、自治体によって施設運営、整備の方針が異なる可能性があるので、合意できる自治体間の関係がなければならないと思います。

今後の方向性としましては、①から④までの取り組みについては、経営改善に資するさまざまなメリットがあることから、地域の実情に応じて積極的に推進すべきと考えております。

先ほどの補助金制度の見直しの中で、これらの広域化に取り組む事業については、優先的に予算配分を行ってはどうかと考えます。特に類型③、④の取り組みについては、上水道との連携等によって今後の取組事例の拡大が期待されると思いますので、事例調査を引き続き実施しまして、事業者と共有することで取組を推進することも有効ではないかと思っております。

続きまして、13ページ目でございます。工水の海外展開に向けた検討でございます。日本の工業用水道事業者が海外展開を行っていく場合の課題と対応策を検討する上でとりまとめたものです。

対応状況については、いわゆる世界の工業用水の需要見通しでございますけれども、OECDの推計によりますと、2000年比で2050年では水そのものが1.5倍になって、特に工業分野では5倍の伸びを見込んでおります。いわゆる新興国の伸びが大きいとみられております。

14ページ目でございます。新興国における工業用水道の事業のニーズでございます。いわゆる新興国において工業団地を整備する場合には、既設の水道インフラだけでは質・量ともに十分ではないことから、水インフラの整備が求められていること。

あと、水道料金については、法人向け水道のほうが徴収しやすい、一定の収益性も見込みやすい特性がある。

途上国、新興国については、上水道の水質が良いとはいえないために、日本の工業用水道のように上水よりも水質と料金を抑えた工業用水専用の水インフラを別途整備するという仕組みにはなりにくいのではないかとおっしゃられる専門家の方が多かったということでございます。こういうこともありまして、我が国の地方自治体が海外の水ビジネスに参画する場合には、工業用水の供給にあっても上水道部門が対応しているのが実情でございます。

あと、事業参入の留意事項としましては、水道事業の参入条件の1つとして、水道事業の実績を求められるのが多うございます。その際に、事業実績のない民間企業と我が国

の地方自治体と連携して海外展開に取り組むのも有効と考えられます。現地の政府機関との交渉についても、地方自治体が連携して行うことも有効だと思われま

す。工業用水事業者の意義としましては、やはり経営改善に向けた新たな収入源といった点と、副次的ではありますが、技術の承継と人材育成の機会を獲得することが期待されるとい

うことが挙げられると思います。一方、課題でございます。これは、平成22年5月に総務省の水

道事業の海外展開検討チームの中間とりまとめで整理されております。3点ほどございまして、1つは地方公営企業法上の附帯業務に該当するかどうかの整理ですが、いわゆる本来の事業に支障があ

ってはいけないということ。十分な採算性を有すること。もう1つは、議会や住民の理

解を得ることが不可欠、工業用水道事業においては、当然ユーザー企業の理解を得るこ

とが不可欠と読みかえることができると思います。

もう1つ、2点目です。出資に要する経費に関する地方債の取り扱い。これは、地方自

治体の財産として将来にわたって出資先に維持される等、地方債を財源として出資を行

うことに合理性があることということで、地方債を毀損してはいけないという見方であ

ると思います。

それと、第三セクターへの職員派遣スキームの明確化ですが、出資する第三セクターの

主たる業務が国内の水

道事業等の公益業務と認められる場合には、退職派遣に特段の制約はないとされているところ

でございます。

一番下の丸ですが、上水道分野の関連団体、第三セクター等は多数存在するものの、工

業用水道分野の関連団体は存在しないために、基盤整備から取り組む必要があると考え

られます。

最後に、4.です。準公共財としての工業用水道事業の社会貢献についてでございます。

こちらについては、国土強靱化を確保するために災害時の利活用内容の明確化、流れを

加速することが重要とされております。具体的には、去年の10月8日に工業用水協会の

研究大会で宮城県、三重県、神戸市のご協力を得て、災害時における工業用水の有効活

用について取組事例を紹介していただいたところでございます。

さらに、同協会のホームページにおいて活用事例のアンケート結果、有効活用事例を掲

載していただいているところ

でございます。1年たってまたアンケートさせていただいたところですが、先行事例を提示することで工業用水道に消火栓を設置している事業体

が前年度34事業体から38事業体

に増加するとともに、検討中も9事業体あったというこ

とで、着実に進展、設置が進んでいると思います。なお、上水道原水の活用や生活用水としての活用の取り組みについては、この1年に限っては促進がみられない状況でございます。

下の消火栓の設置については、大阪市さんの事例を示しております。消防水利規程で上水道消火栓と工業用水道の消火栓が並行で記載されるとともに、大阪市の市内では506基も消火栓が工業用水道に設置されているということでもありますので、ご紹介をさせていただきます。

以上でございます。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。只今の説明につきまして、これから委員の皆様からご意見、あるいはご質問等をお受けしたいと思っております。特に今後の施策展開について4つの見出しといいますか、規制緩和等による経営改善への環境整備、この中には実際にもう実施している部分もあるという説明でございました。2点目は、事業統合・広域化、あるいは上水道との連携・施設共用化についてのお話。そして、3点目は、工業用水道の海外展開に向けた検討ということ、最後に4番目として、国土強靱化の確保という4つの大きな項目で今後の政策展開についてお話をいただきましたけれども、順次やっていくところではございますが、どこからでも結構だと思いますので、忌憚のないご意見、あるいはご質問等をいただければと思います。

ご発言の際には、挙手でお近くのマイクからお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。いかがでございましょうか。かなり多種多様な項目にわたっておりますので、ご意見等をいただきにくいかもしれませんが、まずご質問がもし何かございましたら、特に新任の4名の委員の方、何かご質問があればまずはお受けしたいと思っております。いかがでしょう。どうぞ、鎌田委員、よろしくお願いたします。

○鎌田委員　　初めてでどういう形でこれまで進められているのか分かりませんが、今回初めて出席させていただいて思うことを少し話させていただきたいと思っております。

3つございまして、1つ目は、今後の補助金制度の見直しで、事業規模の枠をとって手挙げ方式になって、補助金をとりやすくなるようにしようという試みだと思います。評価項目の例として考えているところに供給途絶リスクという形で書かれていますが、耐震化とか普及化だけではなくて、復旧性能という視点があればいいのではないかと思います。

工業用水というのは、上水道と比べまして口径が大きくて、システムそのものが非常に

単純であるということは、逆にいうと、災害時にどこかが切れると復旧に非常に時間がかかって、断水期間が長期化するだろうということが懸念されますので、そのような復旧性能をいれるのがよいと思います。また、受水側の企業にとってどれぐらいまでであれば断水に耐えられるのかというヒアリングのような調査というのも別途検討しておく必要があるのではないかと感じました。

2つ目でございますけれども、海外展開のところでは上水道の関連で海外展開が先に進んでいる状況ではございますが、海外でいけばどちらかというと上水道といっても、日本でいう工水のような水質であったり、そうした供給のされ方をしているのではないかと思います。日本の企業が海外に工場とかをたくさんつくっていると思うのですが、そうした企業と一緒に工業用水を展開していくというのも1つ方向としてあるのではないかと。日本の企業であると今まで工業用水をよく使っているわけですから、工水への理解であったり、水のリスク管理みたいなものもある程度理解され、供給側と受水側とのバランスがうまくとれるのではないかと感じました。

最後ですけれども、今後の工業用水による社会貢献というところでございます。工業用水をPRしていくというのが非常に大事なことだと思います。1つ、これがうまくいくかどうかわかりませんが、最近、古い施設を産業遺産化という形で取り上げられていると思うのです。日本でもいろいろな産業を支えてきたのが工業用水ということでもありますので、産業遺産になると逆に扱いが難しいのかもしれませんが、ブランド価値を少しもたせてもいいのではないかと思います。そうすることによって、もう少し工業用水そのものに対する周知であったり、今後の災害に対する対策にもつながっていくのではないかと。世間からすれば水といえば上水道しか関心がないと思います。そうした意味では、PRの仕方もいろいろなアプローチがあるかなと思います。

○小泉委員長　　貴重なご意見ありがとうございます。もし何か事務局でご意見がありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

○津村産業施設課長　　評価基準につきましては、是非、このようにさせていただきたいと思っております。

○小泉委員長　　特に2点目の海外展開は私も同意見でして、工場と一緒にやっていくとか、あるいは工業用水道だけではなくて、道路とか、港湾とか、鉄道とか、工業団地、都市計画いろいろ含めてトータル的にやっていくというのが本来なら日本の戦略ではないかなと思っておりますし、確かにそのとおりだと思っております。どうもありがとう

ございました。

どうぞ、若松委員、よろしくお願いします。

○若松委員 レンゴーの若松です。今の海外展開のことについてなのですが、実は私ども、ベトナムのホーチミンから北へ50キロぐらいのところに工場があるのですけれども、1日に工業用水を1万2,000トンぐらい使っています。やはり工業団地を開発する段階で上水、工業用水、下水道処理という設備、それからインフラとしてそれが必要になるわけです。ですから、日系企業が出ていくから欲しいというのでは少し遅いと思うのです。おっしゃるコラボというのは、進出する日系企業ということではなくて、工業団地を開発する企業とコラボしていけばいいのではないかなと思うのが1つ。

それからもう1つは、やはり工業用水だけというよりも、私どものように水量を多く使うところでは排水処理もきちんとした設備を入れているわけですけれども、使用量の少ないところというのは、工業団地の中の下水道施設に水を処理していただくという形で、私どもがいる工業団地では今運営されています。そういう意味では、上水、工業用水、下水、この3つセットでいければ、工業団地を開発するにおいてはものすごく大きな強みになると思いますので、その方向がいいように私は感じました。

○小泉委員長 どうもありがとうございました。電力などは、その場合はまた別途なのですか。

○若松委員 電力も一部導入しているのですけれども、水もそうなのですが、ベトナムの物価からすると、今、工業用水は10円ちょっとなのです。それは、やはり世の中的には高いです。電力も使用量が多いものですから、自家発電設備を入れて、7割ぐらいは自家発電でやって、3割ぐらい購入しているという状況なのです。やはりそういう面で、エネルギーを使う企業にとっては、自前である程度何とかしておく、先ほど先生がおっしゃっていましたように、どれぐらいの時間断水しても可能なのかとか、どれぐらいの時間ならもつのかということは、やはりリスクとして考えた設備にしているのが現状です。

○小泉委員長 どうもありがとうございました。そのほかいかがでございましょう。どうぞ、種村委員、お願いします。

○種村委員 種村でございます。私は、事業者の立場として今回の展開につきまして2点ほど述べさせていただきたいと思います。

経営安定化に向けて経済産業省では、ここ1年いろいろな取り組みをしていただきまして、ありがとうございます。我々事業者といたしましても、こういった規制緩和を活用

して、さらなる経営安定に向けて取り組んでいきたいと考えております。そうした中で、今回、雑用水の緩和につきまして10%以下の届出制を廃止、また、補助金交付要綱細則で基準料金の撤廃といったご提案をされているということです。私どもも今後、製造業の需要は伸び悩むものと考えております。新たな需要拡大を掘り起こすということで、製造業にこだわらず、雑用水、その中でも下水処理場等、環境維持のため必要な水という意味で環境用水とか、スーパーの維持用水といったものも含め、沿道サービスということで、工業用水管の沿線に立地している企業、あるいは商業施設等にも売り込んでいきたいと考えているところでございます。

今後、そのような方向で需要拡大を望んでいきますが、そうした中で最後に申しましたように、公共財という観点から、私どもの工業用水というのは工場だけではなくて、発電所や下水処理場にも給水しており、ライフラインとしての機能を非常に有しており、今後どんどん宣伝していきたいと思っております。

そういった中でぜひともお願いしたいのが、一般会計からの繰出金にかかる基準の追加でございます。工業用水では経営健全化対策に要する経費と消火栓等に要する経費への繰り出ししかまだ認められていません。上水道に比べて公共性という意味ではまだまだ認知が弱いということで、公共財として工水をPRする必要があるのではないかとすることがまず1点目です。

2点目が今後、補助制度の見直しということで、中長期的な課題として幾つかの評価軸のご提案がありました。私どももそれに沿うような形で経営戦略なり、あるいはビジョンといったものもつくっていく事を考えております。そういった中で、愛知県でも企業誘致政策ということで、それぞれの政策をコラボレーションしながら、工業用水を必要とする企業誘致を進めていますが、国としての全体的・中長期的な施策が見えてこない、立地を検討する企業も中長期的な見通しが立ちません。ぜひともこういったところの情報提供や、中長期をにらんだ工業用水の施策の展開につきまして、情報発信していただきたいと思っております。これは要望になりますけれども、よろしく願いいたします。

○小泉委員長　ありがとうございます。いかがでしょうか。何かございますか。はい、どうぞ。

○五嶋委員　今、愛知県さんから公共財とか補助金の話をされましたので、私からもどちらかというお願いになるので非常に恐縮なのですが、熊本県は小規模な事業者なのかなと思っております。そういう小規模な事業者の代表の意見としていえるのか

どうか分かりませんが、熊本の実情も話しながら意見を述べさせていただけたらと思っております。

本県の工業用水は非常に厳しい経営状況でございます。そういう中で、40年程度経ってきまして、施設も老朽化しており、更新の時期を迎えている状況でございます。そういう状況の中で、24年、25年度の経済対策で補助金をいただいて、非常に感謝しているところでございます。それに乗じてということではないのですけれども、27年度の予算もお願いしたところでございますが、残念ながら予算化されなかったということで、また引き続きお願いしたいと思っております。施設の更新、耐震化に関する補助金というのはこれからも非常に大事ななと思っておりますので、どうか当初予算化についてよろしくお願ひしたいと思っております。

それと、今回の規模要件のない新たな補助制度を検討されるということで、非常に期待しているところでございます。現在、資料に書いてございます評価項目をいろいろ見ましたときに感じましたのが、奨励的というのか、あるいは施策誘導的というのか、そのような補助制度になるのかなと感じているところでございます。例えばここにあります耐震化とか複数ルートでの供給体制ということも書いてございますけれども、それは大変重要なことと我々も感じているところでございます。

ただ、冒頭申し上げましたように厳しい経営状況の中でございまして、なかなか料金値上げも難しい中で、どちらかというところ現在の設備を維持するのが精いっぱいという状況で、なかなか耐震化等にも取り組めない状況でございます。それで、補助採択に当たって、例えば高資本費とか高料金とか経営が厳しい実態についても、ご配慮いただければ非常にありがたいと思っております。

また、ここに事業統合とか広域連携等の取り組み等を記載してございますけれども、新たに取り組むところだけではなくて、既に取り組んでいるところにつきましても評価いただけるとありがたいと思っております。

それから、先ほど愛知県さんから繰出基準のお話がありました。総務省から出されております繰出基準の中では、今、消火栓等の設置経費については、上水道と同様に一般会計でみていると思います。ただ、上水道、下水道におきまして高料金対策とか、あるいは高資本費対策という形で、高額な資本費の一部につきまして繰出しとそれに伴います交付税措置がされているかと思うのですけれども、繰出しイコール税による負担と考えた場合に、確かに上水道とか下水道というのは、その地域に住む住民のほとんどの皆

さんが恩恵を受けられますので、税による負担というのが許されるのかなと思いますが、工業用水の場合は、どちらかという一部の受水企業が利益を受けるということで、そういう意味でなかなか税による負担というのは難しいのかなと感じているところでございます。

ただ、工業用水道の重要性は改めて言うまでもないのですけれども、自治体が公営企業としてやっております工業用水というのは、単に受水企業の利益だけのためにやっているわけではなくて、地域経済の発展とか雇用の確保といった重要な側面ももっている。そういう意味では、公共性の面も高いのかなと思っております。特に地方におきましては、雇用の確保というのが非常に大事ですし、そういう意味で企業誘致等にも取り組んでいるところであり、安価な工業用水というのは企業誘致を図っていく上では非常に重要なツールと考えております。

昨今、特に地方創生が叫ばれておりますけれども、何らかの一般会計からの支援といった仕組みができないかなというところで、県としても考えているところでございます。どちらかという、繰出金等は総務省の範疇になるかと思っておりますけれども、経済産業省さんにおかれましてもご支援いただくとありがたいと思っております。

すみません、長くなりました。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。ただ今、お2人から事業体の切実なるお話、ご意見をいただきました。これから工業用水道をもうちょっと一般国民の皆さんに認知していただいて、一般財源を使うにしてもスムーズに行くような展開が必要かなと私も個人的に思っております。

これから今世紀には工業用水道をもう一回作り直す時代だと私は思いますし、今まで工業用水道は多額の補助金でつくってきたと過去のデータを見て思っているのですけれども、これから料金だけでやっていくというのは非常に大変だなと陰ながら思っております。2人のご意見をお聞きしていただいている次第です。

いかがでしょうか。事務局で何かコメントございますでしょうか。

○板倉工業用水道計画官　　今までご指摘いただいた点については、ごもっともな点ばかりですけれども、ハードルは非常に高いと思っております。現在の財政状況を考えて、上水と下水との関係と工水の位置づけという点では、今まではどうしても工水は特定企業のためにあるような位置づけでもあったということは事実であります。

さはさりながら、現在抱えている問題、耐震化とか更新の費用負担については誰が負う

べきかといった点についていろいろと考えて、1年間、できるだけ規制緩和なり自由な創意工夫ができるような形で取り組んできたところです。

実際に今までのような全ての工業用水の建設費を負担できるかという点、そういうことでもないと思いますので、やはりそこは政策誘導型の政策ツールを使わざるを得ないと思っていますし、いわゆる工水の値段については、今まではやはり赤字経営で供給しているというのに無理があるのではないかと。十分な補助金もないのに赤字経営をするという点で、基準料金を撤廃したという政策の方向でもありますので、そこは有効に補助金を使えないかなと思っています。

総務省さんの繰出基準については、当省の所管でないので何ともいいようがないのですが、実際には現在では消火栓の敷設に関する経費については繰出基準にされていますが、それ以外については全く措置されていないということで、そこはさすがにもう少し具体的にこういった評価をすることが一般会計から繰り出しすることが適当だと思われるような項目を具体的に要求しないとだめなものですから、何でもできるということではなくて、やはりそこら辺は特定企業のための布設という考え方があるので、そこを具体的に要求していければと思いますので、お知恵を拝借できれば、うちからも支援していきたいと思っています。

以上でございます。

○小泉委員長　　ありがとうございました。よろしいでしょうか。

では、そのほか意見ございますでしょうか。はい、どうぞ、池本委員、よろしく願います。

○池本委員　　昨年からの委員会に入れていただいたのですけれども、いろいろありまして、今回初めて出させていただきました。いろいろ勉強させていただいています。私、専門は下水なものですから、下水のサイドから見て2つほどお話をさせていただきたいと思います。

1つは、工業用水の老朽化とか耐震の対策は、今、日本の産業を支える工業のために非常に重要であると思います。ただ、水を利用するということは必ず汚水が発生するということでありまして、汚水側のほうも同時に進めないと、水は来て操業は行うけれども、排水は処理できないというのでは困ります。工場で直接処理している場合も多いでしょうし、特定下水道に入っている場合も普通の公共に入っているものも少しあると思いますが、汚水側について特に復旧対策で連携をぜひ進めてほしいと思っています。

もう一点なのですけれども、広域化の実態のことをございますが、下水道では処理場の統合はなかなかできませんが、汚泥処理の統合はかなり進んでおります。上水の汚泥処理はそれほどウエートは大きくないとは思いますが、汚泥の処理の統合というのは、比較的やりやすいのではないかと思いますので、そのところも1つの方法ではないかと思いました。

以上です。

○小泉委員長 どうもありがとうございました。はい、どうぞお願いします。

○稲木委員 水資源機構の稲木です。私どもの組織は多目的ということで、上水の供給をしております。本日示していただきました事業の統合、広域化、上下水道との連携、施設共用化についてでございますけれども、類型を幾つか示していただいている中で、工業用水と水道用水の連携ということで、工業用水につきましては、本日の参考資料4でも財産の処分について示していただいているところですが、やはり違う目的の連携となりますと、相方の例えば上水道さんの補助制度との兼ね合いもあるのかなと思っております。

連携というのはすごくいいことだと思いますが、事業者さんからすると工業用水道側にも手続をし、また水道用水側にも手続をしということで、非常に煩雑な手続になる中で、実行を控えているところもあるのかなと思います。省庁を越えた連携というのはなかなか難しいとは承知しておりますけれども、ぜひこういうご提案のある中で、上水道さんのスキームとも何か連携できたらいいかなと思います。

また、今度水循環基本法、水循環基本計画という中でもそのような流域一帯という話も出ているようですので、もしそういう水循環基本法の中で省庁を越えた取組が具体化しそうかどうかという情報がありましたら教えていただけたらと思います。

以上です。

○小泉委員長 どうもありがとうございました。現時点ではいかがでしょうか。そういった情報はまだないのですか。

○津村産業施設課長 私は、水循環政策本部の事務局の参事官の併任を受けておりました、月に2回は少なくとも事務局で集まって議論しているところでございます。ご承知のとおり、基本計画は現在、閣議決定に向けてパブリックコメントを終えて手続を進めているところでございますけれども、その中で流域単位の協議会をつくるのか、そういった取組が掲げられているところでございますし、また、厚労省とか国土交通省からも

当然、参事官という形で出ているわけでございまして、今後はできるだけ横のつながりといった省庁間の調整も進めていきたいと考えているところでございます。

○小泉委員長　　どうもありがとうございます。そのほかいかがでしょう。はい、どうぞお願いします。

○板倉工業用水道計画官　　今回手引書を初めてつくったところなのですけれども、いわゆる上水との施設の共用化についての事例は余りないものの、今後出ると思っていますので、そういう事例が出れば手引書に追加して、情報発信していきたいと思っています。

○小泉委員長　　ありがとうございました。そのほかいかがでございましょうか。はい、若松委員どうぞお願いします。

○若松委員　　ユーザーサイドとしての取組状況についての感想とお願いをしておきたいと思えます。

この1年間でこれだけ進捗しているということについては、非常によく進んでいると感謝しています。そういう中でも、特にユーザーサイドとして興味があるというか、いい視点で取り組んでいただいているというのが、1つは施設基準の性能の規定化。これは、ユーザー企業そのもののBCPにもつながる問題ですし、もちろんその前に工業用水道の供給拠点のBCPにもつながる問題なのですが、こういう視点。それから、補助制度の評価項目、先ほど畷田先生から復旧性能のこともお話がありましたけれども、こういうことも含めて、いわゆる補助制度の評価項目でもあるわけなのですが、一番ユーザーサイドとして知りたいのはそういうところなのです。そのようなことが我々の企業として次の準備をどうしていけばいいかということについてのベースになりますので、ぜひこういう視点の中でそれぞれの企業体で取り組んでいらっしゃることを我々ユーザーへ各地点でより具体的に説明していただくことによって、ユーザーの理解は得やすいのではないかと思います。是非、そのように行っていただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。どうぞ、種村委員。

○種村委員　　愛知県でございます。今、若松委員から復旧性能の話が出ました。愛知県の例ということで、現在、ユーザーにどのように話をしているのかという事例を紹介させていただきます。昨年度、工業用水道の施設の地震防災に対する復旧計画、防災対策を見直しました。南海トラフ地震に向けた地震対策ということで、施設の補強の基準を定めました。細かい説明はまた別の機会にさせていただきますけれども、ユーザー様に

は4週間で給水できるようにという基準を設けまして、そのために逆算してどのような給水体制で復旧していくかといったものを常々説明させていただいております。それ以外に老朽化対策もライフサイクルコストといったものを具体的に示して、更新計画を説明しております。個々の具体計画ということで、復旧計画や地震対策については、比較的事業者としてもつくりやすいのですが、その復旧対象となる発電所、あるいは処理場、企業等が今後20年先、30年先、どのような状態になっているだろうか。今後のエネルギー施策や地下水規制などの環境施策も考えないと、我々の施設の更新、地震対策は40年、50年、場合によっては100年先をみながら施設更新を計画を立てる必要があります、長い評価軸での工業用水施策の目安は、計画を立てる上で必要となりますので、国が積極的に関与していただきたいというのが先ほど申し上げた要望でございます。よろしく願いいたします。

○小泉委員長　　どうもありがとうございます。いかがでしょう。そのほか何かございませんでしょうか。はい、どうぞお願いします。

○向山委員　　日本水道協会の向山でございます。1つ、昨日、おもしろい記事をみつけたので、ご参考にご紹介させていただきたいのです。大阪の堺市に仁徳天皇陵があるのですけれども、そこのお堀の水質が非常に悪化しているということで、その浄化に工水を入れるというのが出ておりまして、工水と井戸水をそれぞれ1日400トンずつお堀に入れて、水の浄化をしたいということをやると昨日の新聞に出ておりまして、まさに雑用水をこういった形で使っているということだと思います。自分が担当している上水もそうなのですが、需要が減っているという形の中で、少しでも有効に水を使うと。これは極端な例かもしれませんが、このような使い方というものもあるので、参考にご紹介させていただきたいと思います。

あと、私、上水道の立場で幾つかお話をさせていただきたいのです。1つが震災とかの応急復旧のお話なのですが、上水の方は震災が起きて応急復旧の目標期間を4週間というのが1つの目安。今、種村委員からも4週間という声があったのですが、1つの基準としています。もともと阪神・淡路大震災があったときに、市民の方からいろいろ問い合わせが来るのです。震災があって、最初のうちはいつ復旧するのですかとか、応急給水はどこでできるのですかとかという問い合わせが多いのです。だんだん時間がたつてくると、隣は復旧したのにうちはまだですかとか、苦情っぽいものになってしまうのです。1ヵ月たつと我慢の限界という感じの問い合わせが来るという状況になるので、

それが1つの基準として、4週間で1つのめどにしているというのがあるのです。

そういった中で、上水としても応急給水ということをやっていくのですけれども、その中で例えば工業用水道も飲料水には使えないかもしれないですが、生活用水みたいな形で工業用水道を活用できるということができれば、私ども上水道の立場としても非常にありがたいと思うので、先ほどの準公共財という話もありましたけれども、そういった考え方も1つ考慮に入れていただくとありがたいかなと思います。

あと、補助金のお話なのですけれども、上水から見ますと、工業用水道事業というのはどちらかというと、建築のときもそうですし、その後の更新のときも比較的補助金が出るというイメージがありまして、別にそれが悪いとかという話ではないのです。その関係で工業用水道料金の算定要領があると思うのですが、今回、会計制度が26年度から変わって、補助金をもらって施設整備を行った場合に、会計処理の話になってしまうのですけれども、順次償却して行って、企業上の利益として計上していくような形になるのです。その利益を料金算定のときにどうするかという問題が出てくるのです。要は、その利益を料金算定のときに利益だから原価から除くということになると、その分料金として回収しないことになるので、後から補助金がもらえないと、施設を更新するときにお金が足りないということになるのです。上水道の場合は、基本的にももらえない。施設の更新のときに補助金は基本的に出ないので、会計上は利益になるけれども、料金算定のときに利益にしてしまうと更新のときにお金がなくなってしまうので、それは料金算定のときには原価の控除項目から除くという考え方を基本的に行っているのです。工水の算定要領は、たしかそれを料金算定のときに含めるといいますか、コストから除いてしまっていていいという算定要領になっていると思うのです。そういうことになりましたと、実際に補助金が更新のときに出るか出ないかというものが非常に大きな問題になってくると思うのです。なので、最終的には財源に限りがある話なので、補助金にも濃淡をつけていきたいということ自体に別に反対しているわけではないのですけれども、そういったところで事業者側からみると、最終的に補助金があるかないかによって料金算定の考え方も当然それに合わせてしていかないといけないことになりますので、そういったバランスということも考慮して、補助金の見直しということも考えていただいたほうがいいのかなと思います。これは上水でまさにそういう状況にあるものですから、そういったこともあるのかなということで参考までにお話をさせていただきました。

以上です。

○小泉委員長　　どうもありがとうございます。どうぞお願いします。

○板倉工業用水道計画官　　向山委員からご指摘の補助金の会計処理上の問題については、不勉強なものでもう一回見直して勉強したいと思います。改正が必要であれば改正したいと思います。

補助金が出るか出ないかが非常に問題だということなのですが、基本的に上水や下水のように要件に合致した事業については、すべからく補助するという制度から変更しようと考えていますので、補助金を当てにして料金を低く抑えるという算定にはなり得ないかなと思っています。補助金の算定要領の会計制度との関係では、勉強し直して検討したいと思います。いろいろと教えていただいてありがとうございます。

○向山委員　　ありがとうございます。別にこうしてくださいということではなくて、視点としてそういう影響もあるかなというところなので、バランスをとってやっていただきたいということでお話しさせていただきました。補助金を出してくださいという話でもないですし、算定要領を変えてくださいという話でもないので、お互いどちらからみても整合性がとれるような仕組みをつくっていただけるといいかなと。そのように解釈していただければと思います。

○小泉委員長　　ありがとうございました。そのほかいかがでございましょう。森委員は初めてですが、何かございますか。

○森委員　　これは、板倉様のほうにもお話しさせていただいたことがあるのですが、今も、実際どの程度の可能性があるのかというのは全然不勉強でわからないのですが、今日、初めて参加させていただいて、いろいろなお話を伺って、やはり赤字を抱えている団体さんはある程度あるということで、補助金をどの程度もらえるかということが非常に論点になっているということもございまして、できるだけ収入を増やすという方策をこれからは特に追求していかなければいけないのではないかとというのは、皆さん一致したご見解なのではないかと思うのです。

私も、水道は余り専門ではございませんで、余り深い考えのもとでの情報ではないのですが、2～3週間前に「クローズアップ現代」という番組を皆さんご覧になった方もいらっしゃるのではないかと思うのですが、下水道で発電しているといったことで、かなりの収入を得ている自治体さんがいらっしゃるというお話を聞いたのです。収入を上げているというのがどの程度赤字をペイするぐらいの収入なのかというのは、何ともそこまでの詳しいデータは出ておりませんでしたので分からないのですが、例え

ば、今日、お話の中にあつたように、上水道さんとの連携とか統合といったことが可能になれば、そういった下水道の事業でかなりの収入が上げられれば、全体的に補助金も政府から今ほどもらわずに済んで、さらにこれから皆さんご承知のように耐震補強とか老朽化といったことで、どうしても設備の更新にお金がかかりますので、そういったところの収入源を確保する可能性があるのではないかと少し明るいお話だと思って聞いていたのです。このあたり、その後、事務局様で何か新しい情報などがもしございましたら教えていただきたいと思ひますし、工業用水さん独自の取組で似たような事業などを起こせないのかといった可能性についても、ぜひ皆様でご検討いただければと思ひます。

○小泉委員長　　ありがとうございました。いかがでしょう。どうぞお願いします。

○板倉工業用水道計画官　　森先生から情報提供いただいて、勉強したのですけれども、やはり下水のメタンガスを利用して発電するというものだと思いますので、工水や上水で有機分がたくさん入っているわけではないので、愛知県とか埼玉県が排水処理設備で泥分をとって、それを園芸用の土とか路盤材に利用して、それから出る収入はPFI業者の収入になるのだよというのがPFIで出されている実態もあって、そこは唯一の収入源かなと思ひます。

それともう1つ、私が知っているのは、千葉県さんのご紹介があると思うのですけれども、貯水池の上にメガソーラーを設置して、PFIではないのだと思うのですが、そこで発電事業を行われているという事例が若干。あとは、貯水ダムからの発電というのは千葉県さんなののですけれども、そういった事例はごく限られた事例であると思うのですが、すべからくメタンガスが出てくるという事業者ではないので、そこが悩ましいなど思ひています。それぐらいしか事例が思ひつかなくて、皆様、これをやるといいのですという状況にはないと思ひております。

○小泉委員長　　ありがとうございました。今、千葉県のお話が出ましたけれども、いかがでしょう。山崎委員、よろしくお願いします。

○山崎委員　　今、皆様の話と小水力も少しやっているのですけれども、そういったことで少しでもいいから収入をやろうということでもあります。ただ、千葉県の取組は収入的にみますとまだまだ。1つは、ダムの上の貯水池にメガソーラーを置きまして、これは水面の上ですので余り例がないのですが、やってみようということ。ただ、これからの事業になりますので、具体的には28年度以降の発電になるのではないかなと思ひますが、一応業者も決まっているところなのです。直接の発電事業ではなくて、その場所を貸し

て、業者に事業をやらせて、その上がりをいただくという事業になっております。これが1つ。

あと、小水力というのは、実は太陽光などよりも非常に低落差で、工水も落差がありますので、その水力というのは常時発電できるということでやっているのですが、機械的に規模の大きなものできないということがございます。そういったことについてもやっています。今のところ収入源として頼りになるようなものにはまだなっていないという状況でございます。

○小泉委員長　ありがとうございます。さて、そのほかいかがでございましょうか。はい、どうぞ。石田委員、お願いします。

○石田委員　ありがとうございます。1年間の中でいろいろな施策が進んでいったことは非常に素晴らしいことだと思っております。

上水道の方なのですけれども、ある自治体さんと今後の水需要の見通しをもとに、その自治体さんは地下水を多く利用されているということで、浄水場と受水・配水池が全部で40ぐらいあり、それをももちろん統廃合してということを検討しました。最初は40あるのが1割減るぐらいなのかなと思っていたのですけれども、先ほど施設計画を立てるときに、50年、100年先を見据えてというお話がありましたが、2050年になったら3割ぐらい能力を減らさないといけないと。

そうすると、施設数は半減ぐらいの感じで、それにあわせて管網も全部見直してとなります。多くの自治体さんが、今後のインフラの更新のあり方に関して同じような問題に直面されているのだらうと思っております、恐らく工業用水道についても、今日の施策の中には入っていないのですけれども、ダウンサイジングというのは個人的には避けられないというか、重要なテーマになってくるのだらうと思っております。

それで、先ほど補助制度のところではいろいろ項目評価例があつて、これを拝見していたときに、補助を選択的につけていくときに、非常にすぐれた取り組みを行っているところを出していくという考え方と、経営基盤が必ずしも強くないので、補助していくという、大きく2つの方向性があるのかなと思うのですけれども、基本的には前者の方向性になるのだらうと思いつつ、広域化も非常に難しい、立地的にも効率化の取組がしにくい、しかし、地域の中で非常に重要な役割を担っている事業がないのかなとか、そんなことが心配になったりしましたので、その辺も是非ご議論していただけたらいいのかなと思いました。

それと、ダウンサイジングであるとか、先ほどのユーザー企業さんといろいろ対話をし、全体として最適化を図っていくということはすごく大事だろうと思っていて、その意味で、是非、評価項目の中に情報公開みたいなものも入れていかれると、経営の向上とか透明性につながるのかなと思います。

あと、私、PFI等が専門なのですがけれども、工業用水道は難しいなと思っておりますので、いろいろと問題意識を事業体の皆様にもっていただいたということで、いろいろなガイドラインを出していくというところからスタートするというのでいいのかなと思っております。

以上です。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。確かに今のご意見の中にあつた将来の計画というのは、私も今まで右肩上がりの計画でずっと来ていたと思うのですがけれども、右肩下がりの計画論というのは学問的にもまだないのです。そういう意味で、何かうまい方法をこれから編み出していかないといけないし、100年はもたないですから今世紀中に全部リプレースするという事は確かなので、そういう意味ではこれから知恵を出していく時代が来ているのかなと思います。

特にバイパスのない大口径管の更新ということになったときに、やはりいろいろな工夫がこれから必要かなと思いますし、今回、そういったポンチ絵が出てまいりましたので、一歩前進した形かなと思いますので、いろいろな条件はあるとは思いますが、これから頭を働かせていかないと難しいかなと思う次第です。ありがとうございます。只今のご意見に関して何かコメントございますか。

○板倉工業用水道計画官　　先生のおっしゃるように、これから右肩下がりの需要のときにどういう計画を立てていくかといった点については、やはり建設当時の逆の方向を一度セットしてしまったのを修正するという点では、私も公務員なのですがけれども、公務員として修正しづらい点もあつたりして、民間企業のように急に180度変えることができないという点で見直す原点になっているかなと。ターニングポイントになっているかと思っております。

ダウンサイジングは避けられないとおっしゃられましたけれども、当然そのとおりだと思います。ただ、強靱化はしなくてはいけないという点もあるので、やはり石田委員のおっしゃるとおり、ユーザーとの対話がどれだけされているのか、情報公開がどれだけされているのかだと思います。

先ほどの工水が途絶したときに都道府県が直してくれるかという、やはり阪神大震災のときは上水を先に直して、その後に回されたということも一部の方にお聞きしたことがあります。恐らくそういった強靱化、壊れてしまったらなかなか復旧できないと思いますので、幹線のところはどうしても直さなくてはいけないという場合になりますので、どういった場合にどうなるかといったのをユーザーと対話するというのがやはり一番大切なポイントだと教えていただきました。

良い取組の評価をする際には、そういった点を十分考慮して、補助金の評価項目でも反映していきたいと思っております。ありがとうございました。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

さて、以上いろいろと委員の皆様からご意見を伺いましたけれども、全体を通して何か言い残しのことがございますでしょうか。いかがでしょう。昨年以來、1年1ヵ月たつて、かなりいろいろな面で一步前進してきたかなと私自身思っております、これが今できる限界かなということでもあろうかと思っておりますが、個々の項目をこれからきちんと着実に進めていかなければいけないと思ひますし、またいろいろな事例もこれから集めていって、具体的に本当にどうなっているのか、こういったことも検証していかなければいけないと思ひます。

今までPRがなされていないと思うのです。恐らく、工業用水道があることすら知らない国民が何割いるのかなと思ひておまして、当事者だけしか知らないような世界ではいけないと思ひますし、もう少しアピールしていくことをやらないと、なかなか予算も特に一般会計ですとか、国の補助金も大分底をついているようなので、そういったものも国民の総意というか、合意といったものがないと、なかなかつきにくいと思ひますし、その前に一度どのようなことで将来やっていくのかということ、各工業用水道事業はこれからいろいろ検討に入ると思ひますし、まずはユーザー企業と知恵を絞らうまくやっけていただいて、そういう中でどうしても成り立たないところが出てくると思ひます。これは水道も同じだと思ひます。やはりうまく成り立つところとそうでないところが出てくる。そうしたときに成り立たないところをどうするのかというのが今後の大きな課題だと思ひますし、そういったところがなくなってしまうと、本来産業がなければこの国は資源のない国ですので、産業立国だと私は思ひますし、その血液である工業用水道というのは、右肩下がりとはいえ、きちんとしていかなければいけないと思ひますので、ぜひ委員の皆様のお知恵をこれからもいただきたいと思ひ

ております。

全体を通していろいろ委員の皆様からご意見いただきましたので、また事務局で全体をまとめていただいて、フィードバックをかけるような形にしていきたいと思います。

全体を通していかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

では、第1番目の議題についてはこれで終わりたいと思います。

それでは、第2番目の議事内容、その他ということで、事務局からよろしく願いいたします。

○津村産業施設課長 次回の開催時期については現時点において未定でございます、改めてご連絡、ご相談させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。また、委員の皆様におかれましては、さまざまなご質問、ご意見ありがとうございます。よく検討させていただきたいと思います。私どもも勉強になりました。ありがとうございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。委員の皆さん、特にご発言でございます。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、以上をもちまして用意しました議事は全て終了いたしました。これにて第6回工業用水道政策小委員会を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

——了——